

QA(「大田区立矢口中学校外壁改修その他工事(Ⅱ期)」について)

No.	質問	回答
1	本工事に先立ち、アスベストの事前調査は実施されましたか。その調査は令和5年10月1日より義務化された有資格者によって実施されましたか。	外壁改修工事に先立ち、令和元年度に分析調査の実施資格を有する者にて建材の分析調査を行っております。また、本工事の受注者においても一般建築物石綿含有建材調査者による事前調査を行っております。
2	調査の結果、どのような種類のアスベストが学校施設のどの部分に、どの程度の量で存在するか、調査結果を開示いただけますか。	今回の外壁改修工事(Ⅱ期)の範囲においては、調査の結果、管理・特教棟の一部の外壁下地調整材(クリソタイル1.9%)および教室棟の外部軒裏の成形板(クリソタイル5.8%)に石綿の含有が判明しており、どちらもレベル3建材に該当いたします。事前調査結果については、工事看板に掲示をいたします。(位置につきましては別紙をご参照ください)
3	アスベストの飛散防止のため、具体的にどのような封じ込め措置や負圧隔離養生等の対策を講じられる予定ですか。	石綿除去方法については、外壁下地調整材は作業区画内をプラスチックシートで隔離のうえ、負圧除塵装置を設置し作業区画内を負圧状態に保ちます。除去の際は、湿潤材を除去面に散布のうえ、集塵装置付きディスクグラインダーで除去を行います。成形板については、湿潤材散布のうえ慎重に取り外しを行います。
4	作業期間中、学校敷地内および周辺の空気中のアスベスト濃度はどのように測定・監視される予定ですか。また、その測定結果はどのように保護者に開示されますか。	本工事では石綿除去作業前・作業中・作業後にそれぞれ石綿粉じん濃度測定を行い、周囲へ飛散していないことを確認いたします。(位置につきましては別紙をご参照ください) 上記③による飛散防止対策により石綿が作業区画外へ飛散することのないよう努めてまいります。万一状況に変化が生じた場合は、施工業者からの報告を保護者の皆様へ周知する予定です。
5	児童・生徒、教職員および近隣住民の安全を確保するため、作業区域への立ち入り制限や、通学路の安全確保など、具体的な対策について詳細を説明してください。	作業区域には関係者以外立ち入り禁止措置を行います。また、石綿除去作業は8/7～8/21(予定)に行い、清掃等を含め夏休み期間中に終了する予定です。作業の際は該当箇所の内も同様に立ち入り禁止区域とし、安全を確保いたします。

No.	質問	回答
6	<p>アスベスト除去作業に関する詳細な作業計画は作成されていますか。令和3年4月1日施行の改正大気汚染防止法および石綿障害予防規則により、作業計画の作成、作業完了後の有資格者による確認、作業記録の作成・保存・報告が義務付けられています。これらの法律に則り、作業が実施されることをどのように保証されますか。</p>	<p>工事の受注者が関係法令に基づき、石綿除去作業に関する施工計画書を作成し、区が事前に内容の確認を行います。</p>
7	<p>除去作業完了後、アスベストが完全に除去されたことの確認は、有資格者によってどのように行われますか。その確認結果はどのように保護者に報告されますか。</p>	<p>除去作業完了後の確認については、石綿作業主任者が目視にて行います。</p>

No.	質問	回答
8	<p>今回のアスベスト除去工事について、なぜ保護者に対して明確な説明や説明会等が行われなかったか。今後、保護者向けの説明会を開催する予定はありますか。</p>	<p>本工事の石綿除去工事においては、関係法令等に基づき、周知方法が定められております。本工事においては、工事看板にて必要な表示および掲示を行ってまいります。また、今回の工事内容等の周知について、保護者の皆様へ、一早くお知らせすることができるよう学校ホームページでの周知を基本に説明をする予定です。</p> <p>万一状況に変化が生じた場合の保護者の皆様への周知方法については、一早く連絡できるようホームページでの掲載を行い、更新した旨を速やかに周知いたします。本工事に関する説明会の予定はありませんが、ご質問やご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願いします。</p> <p>【連絡先】</p> <p>大田区立矢口中学校 校長鈴木・副校長土田 電話 3759-9331</p> <p>大田区教育委員会事務局教育総務課 野田・竜野 電話 5744-1399 (工事に関すること)</p> <p>大田区企画経営部施設保全課 村越・桑原 電話 5744-1593</p> <p>北信土建株式会社 東京支店 営業担当者 江口、現場代理人 羽毛田 電話 3758-2411</p>